

**令和 8 年度 寝屋川市地域子育て支援拠点事業
(つどいの広場) 運営団体募集要領**

1 業務目的

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、こどもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点（つどいの広場）を設置することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

2 履行期間

令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 業務内容

別添「令和 8 年度寝屋川市地域子育て支援拠点事業（つどいの広場）委託仕様書」のとおり

4 委託料

3,896,000 円

（令和 8 年度分：令和 8 年 10 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）

※ 上記委託料は、令和 7 年度重層的支援体制整備事業補助金交付要綱に基づき算出しており、令和 8 年度改正により変更となる場合がある。また、令和 9 年度以降の委託料については、議会の議決を経て正式に決定するものとする。

5 実施場所

市では、現在、安心して子どもを産み育てやすいまちを目指して、12 中学校区に 1 か所ずつ、子育て支援拠点（子育て親子の交流する場所）を設置している。令和 8 年 10 月より募集するつどいの広場事業の実施場所として、①第五中学校区、②第八中学校区、③第九中学校区、④第十中学校区、⑤中木田中学校区の 5 つの中中学校区内で各 1 か所ずつ、つどいの広場事業を運営するに当たり、下記の条件に該当する場所において、つどいの広場事業を開設すること。

- (1) 第五中学校区、第九中学校区及び中木田中学区域内において、公共施設内のスペース、商店街の空き店舗、公民館、公営の児童館、学校の余裕教室、子育て支援のための拠点施設、民家、マンション・アパートの一室等、子育て親子が集う場として適

した場所

- (2) 複数の場所ではなく拠点となる場所と定めること。
- (3) 第八中学校区は、府営寝屋川春日住宅にて実施することとする。この場合、令和 8 年度下半期分（10 月～3 月分）の団地内施設使用料（共益費含む）221,250 円及び駐車場賃借料 48,000 円を発注者が指定する期日までに納入すること。
- (4) 第十中学校区は、寝屋川市立三井小学校内の教室にて実施すること。
- (5) 概ね 10 組程度の親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保すること。
- (6) 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備を有すること。

6 申込資格要件

本事業を実施可能な法人（社会福祉法人、特定非営利活動法人又は民間事業者等）

- (1) 公告の日から契約締結の日までにおいて、寝屋川市建設工事等指名停止要綱（平成 15 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (2) 公告の日から契約締結の日までにおいて、寝屋川市暴力団排除措置要綱（平成 23 年 3 月 11 日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- (3) 公告の日から契約締結の日までにおいて、寝屋川市暴力団排除条例（平成 25 年寝屋川市条例第 20 号）第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当していないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。

7 応募事業者の公募（実施の公表）

市ホームページ「令和 8 年度寝屋川市地域子育て支援拠点事業（つどいの広場）運営団体申込」に掲載している事業者募集について公募する。

8 申込書審査、審査結果通知及び事業計画書等の提出依頼

応募事業者の参加資格要件を審査し、審査結果等を次のとおり通知する。

(1) 応募事業者について参加資格を有すると認められた者

「応募資格審査結果通知書 兼 事業計画書等提出依頼書」により、応募資格要件を満たしていることを通知するとともに、事業計画書等の提出を依頼し、寝屋川市つどいの広場事業運営団体選定委員会（7月予定）の案内をする。

【応募事業者の参加資格等の審査に係る内容、提出方法】

	内容	様式
(1) 提出書類	① 令和8年度 寝屋川市地域子育て支援拠点事業（つどいの広場）運営団体募集に係る参加申込書	様式 1
	② 団体等概要票 ※1 直近年度の4月1日時点で記入してください。 ※2 法人規約、会則、定款等組織上のルールを記したもの、直近年度の団体等の収支を記したものを添付してください。	様式 2
	③ 業務実績調書	様式 3
(2) 提出期間	令和8年6月1日（月）から令和8年6月17日（水）午後5時30分まで	
(3) 提出方法	寝屋川市ホームページ「令和8年度寝屋川市地域子育て支援拠点事業（つどいの広場）運営団体申込」より、電子申請	

【応募申込書等の内容、提出方法】

	内容	様式
(1) 提出書類	① 事業計画書等提出届	様式 6
	② 事業計画書	様式 14
	③ 事業実施場所の平面図（任意様式）	
	④ 団体等概要表	様式 2
	⑤ 業務実績調書	様式 3
	⑥ 誓約書・賃貸借契約書の写し	様式 7
	⑦ 業務実施体制調書	様式 8
	⑧ 管理者調書	様式 9
	⑨ 担当者調書	様式 10

	⑩ 事業予算書	様式 15
(2) 提出期間	令和 8 年 6 月 1 日 (月) から令和 8 年 6 月 30 日 (火) 午後 5 時 30 分まで	
(3) 提出方法	寝屋川市ホームページ「令和 8 年度寝屋川市地域子育て支援拠点事業 (つどいの広場) 運営団体申込」より、電子申請	

- ※ 1 様式 7 については、第八中学校区 (府営寝屋川春日住宅)、第十中学校区 (寝屋川市立三井小学校) については不要。
- ※ 2 つどいの広場事業実施予定場所については、契約候補者として選定された場合、賃貸借契約を締結する際に、貸主からの使用許可を得て、誓約書を提出のこと。

- (2) 参加資格がないと認められた者
「参加資格審査結果通知書」により、参加資格要件を満たしていないため、本事業者募集の参加は認められない旨を通知する。

9 つどいの広場事業運営団体募集に係る説明会

下記の日程で、つどいの広場事業運営団体募集に係る説明会を実施する。

説明会日時	令和 8 年 6 月 15 日 (月) 午後 3 時	
場 所	住 所	〒572-0043 大阪府寝屋川市錦町 8 番 13 号
	施設名	寝屋川市立子育てリフレッシュ館
問 合 せ	所管課	こども部 子育て支援課
	電 話	072-800-3885
	E-mail	kosodate@city.neyagawa.osaka.jp
	担当者	宮原、三河、岩本

- ※ なお、開設予定場所として、第八中学校区 (府営寝屋川春日住宅) 又は、第十中学校区 (寝屋川市立三井小学校内の教室) の見学を希望する場合は、説明会で申し出ること。

10 質疑回答

事業計画書等に係る質疑は、下記のとおりとする。

質疑受付期間	令和 8 年 6 月 1 日 (月) から 6 月 17 日 (水) 午後 5 時 30 分
質疑回答	令和 8 年 6 月 23 日 (火)
質疑方法	子育て支援課宛にメールで、質疑を送付すること。 質疑がない場合も、応募を検討する場合は、空メー

	ルを、子育て支援課宛に送付すること。
回答方法	質疑等を行った団体等に、一斉にメールで回答する。
問合せ	所管課 こども部 子育て支援課 電 話 072-800-3885 E-mail kosodate@city.neyagawa.osaka.jp 担当者 宮原、三河、岩本

11 契約候補者の選定方法

(1) 事業計画書等審査

「寝屋川市つどいの広場事業運営団体選定委員会規則」に基づく選定委員会において、採点基準表に基づき提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な委託事業者を選定するため、応募事業者の事業計画等書類を受け、ヒアリングを実施し、評価基準に基づき総合的に審査及び評価を行う。

上記の手続きの結果、契約候補者及び次点者を選定する。

- (2) 選定委員は、事業計画書の内容について、「寝屋川市つどいの広場事業運営団体業務委託評価基準表（以下「評価基準表」という。）に基づき、応募事業者ごとに採点を行う。
- (3) 「評価基準表」の評価項目ごとに採点し、合計点数の満点は100点である。
- (4) 「事業計画」と「応募事業者の実績及びヒアリング」を合算した評価点が満点（100点）の6割（60点）に満たない又は、選定委員の評価点において1項目でも0点の採点があった場合は対象外とする。選定委員ごとに評価点が高い応募事業者順に順位をつける。同点の場合は上位順位で同順位とする。
- (5) 総合点が一番高い事業者が2者以上あるとき（同点のとき）は、その中で、評価項目「事業計画」の項目の評価点が高い者を候補者とし、その評価点も同点の場合は、評価項目「地域支援の取組」の評価点が高い者を候補者とする。なお、どちらの項目も同点の場合は、「休日における育児参加促進のための講習会の実施への支援」の高い者を候補者とする。

【選定委員会委員】

寝屋川市つどいの広場事業運営団体選定委員会規則（平 28 規則 5・平 29 規則 31・令 2 規則 37・令 5 規則 8・一部改正）第 2 条に基づき、委員 6 人以内で組織する。

選定委員	
1	学識経験を有する者
2	こども部長
3	こども部子育て支援課の課長のうち、子育て支援に関する事務を担当するもの
4	こども部子育て支援課の課長のうち、母子保健に関する事務を担当するもの
5	寝屋川市立保育所の所長

12 選定の手順

(1) 書類審査

寝屋川市つどいの広場事業運営団体選定委員会で事業計画書の内容、ヒアリングの内容等を書類審査し、高い評価を得た企画提案者を契約候補者等として選定する。

【選定委員会実施日】令和8年7月予定

(2) 審査結果通知

ア 契約候補者への通知

「契約候補者選定委員会審査結果について（通知）」により通知する。

イ 次点者への通知

「契約候補者選定委員会審査結果について（通知）」により通知する。

ウ 上記ア及びイ以外の者への通知

「契約候補者選定委員会審査結果について（通知）」により通知する。

13 契約候補者の公表方法

契約候補者の選定結果については、次に掲げる事項を市ホームページで公表する。

- (1) 業務名
- (2) 業務概要
- (3) 所管課名
- (4) 契約候補者を選定した日
- (5) 契約候補者の名称及び所在地
- (6) その他必要な事項

14 契約締結手続

契約候補者との協議が整い次第、速やかに契約の手続を進める。ただし、契約候補者が、契約を辞退した場合又は参加資格要件

を満たさなくなった場合は、次点者と契約の手続を進める。

15 その他周知事項

- (1) 応募に係る費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出期限以降の書類の差し替え及び修正は認めない。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とするとともに、指名停止措置を行う場合がある。
- (4) 提出書類は返却しないものとする。(書類は適正に処理し、2次使用はしない)
- (5) 本選定手続きに係る情報開示請求があった場合は、寝屋川市情報公開条例に基づいて提出書類を開示する。

16 実施スケジュール

日程	内容
令和8年6月1日(月)	事業者募集の開始(実施の公表)
令和8年6月1日(月)から令和8年6月17日(水)午後5時30分まで	<ul style="list-style-type: none">・応募事業者の申込書等の受付・質疑等の受付
令和8年6月15日(月)	事業者説明会
令和8年6月19日(金)	<ul style="list-style-type: none">・参加資格審査結果の通知・事業計画書等の提出依頼・応募事業者の申込書の受付開始
令和8年6月23日(火)	質疑の回答
令和8年6月30日(火)	事業計画書等の提出(締切)
令和8年7月(予定)	契約候補者等の選定(選定委員会審査) ※契約候補者及び次点者を選定
令和8年7月末(予定)	審査結果の通知
令和8年9月初旬(予定)	契約手続の開始、契約候補者の公表

17 採点基準表

(1) つどいの広場の基本情報の評価（10点/100点）

NO	評価項目	評価の視点	評価基準	配点
1	つどいの広場の 基本情報	つどいの広場の開設日数、開設時間 (開設曜日、時間帯、広さ)	別紙仕様書に基づき、開設日時が土曜日か日曜日を含む週5日かつ5時間以上であり、親子10組が入れる広さを満たしている (保育所のほふく室は幼児一人あたり3.3㎡必要、現在つどいの広場最小面積は35.4㎡)	5点
2		つどいの広場の活動方針 (基本的な考え方、当該団体が実施することによる効果)	別紙仕様書に基づき、委託目的に沿っている	5点
合計				10点

(2) つどいの広場の事業計画の評価（80点/100点）

NO	評価項目	評価の視点	評価基準	配点
1	つどいの広場の事業計画	【基本事業】 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進	別紙仕様書に基づき、仕様内容に沿って交流の場の設置、交流を深める取り組みを行う	10点
2		【基本事業】 子育て等に関する相談、援助の実施	別紙仕様書に基づき、仕様内容に沿って子育て親子の相談・援助を行う	10点
3		【基本事業】 地域の子育て関連情報の提供	別紙仕様書に基づき、仕様内容に沿って地域の子育て関連情報の提供を行う	10点
4		【基本事業】 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施(月1回以上)	別紙仕様書に基づき、仕様内容に沿って、月1回の講習等を行う	10点
5		【地域支援の取組】 地域全体で、こどもの育ち・親の育ちを支援するため、地域の実情に応じ、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図るため、以下のいずれかの取組を実施する。 ①高齢者・地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組 ②地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組 ③地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組 ④本事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組	別紙仕様書に基づき、①～④の事業のうち、いずれか1つを行う	10点

NO	評価項目	評価の視点	評価基準	配点
6	つどいの広場の 事業計画	【休日における育児参加促進のための講習会の実施への支援】 両親等が共に参加しやすくなるように、休日に育児参加促進に関する講習会を実施する予定(概ね月2回以上)	別紙仕様書に基づき、仕様内容に沿って、月1回の講習等を行う	10点
7		関係機関等との連携 ・気軽に相談できる実施手法となっているか。 ・相談支援体制は十分か ・他機関との連携についての考え方は適切か。	別紙仕様書に基づき、近隣地域の子育て支援拠点・その他関係機関と連携する	5点
8		安全管理・危機管理 ・非常時の対応方法などマニュアルを整備しているか。 ・職員への周知体制・防犯整備が整っているか。	別紙仕様書に基づき、非常時の対応方法などマニュアルを整備し職員に周知するなど安全管理・危機管理に努めている	5点
9		個人情報の管理、苦情処理等の事務処理体制 ・個人情報等の管理計画は十分か。 ・苦情処理の体制は整っているか。 ・適正な事務処理ができるか。	別紙仕様書に基づき、個人情報等の管理に関するガイドライン等が整備されており、苦情処理の体制についても整っている	5点
10		利用者の利用促進に向けた取り組みについて ・利用しやすい事業形態となっているか。 ・新規利用者の増加が見込まれる取組があるか。 ・特色ある独自の取組が行われているか。	別紙仕様書に基づき、利用しやすい事業形態となっており、新規利用者の増加が見込まれる取組がある	5点
合計				80点

(3) つどいの広場の事業者団体の運営内容等の評価(10点/100点)

NO	評価項目	評価の視点	評価基準	配点
1	事業者団体の 運営内容等につ いて	事業内容等について、団体の事業予算書	問題点がない	2点
2		事業内容等について、団体の事業内容・ 事業実績	地域子育て支援拠点事業の実 績がある	5点
3		事業内容等についてのヒアリング	事業内容が理解できる	3点
合計				10点